

告 示

埼玉県告示第千三百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年十一月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ほっとmama
- 三 代表者の氏名
相川 隆志
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県児玉郡神川町大字植竹六五八番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害児とその家族に対し、充実した地域生活を送るために必要な福祉サービスを提供することで、全ての人々が健やかに暮らせる社会の実現と、福祉の増進に寄与することを目的とする。